

令和8年度北海道アイヌ緊急生活資金貸付規程

(趣旨)

第1条 アイヌ住民の生活の安定と福祉の向上を図るために、緊急に資金を必要とする者に対し、この規程の定めるところにより貸付する。

(定義)

第2条 この規程において緊急生活資金（以下「資金」という）とは、緊急に生活資金を必要とする者に対して貸付する資金をいう。

(貸付対象)

第3条 次の各号に該当するものに対して貸付する。

- 1 現に北海道内に居住していること
- 2 資金を必要とする事情にあること
- 3 償還能力があること
- 4 公益社団法人北海道アイヌ協会（以下「アイヌ協会」という）が実施する各種貸付に関わる資金（以下「各種貸付金」という）の滞納がないこと

(貸付条件)

第4条 資金の貸付条件は次のとおりとする。

資金名	貸付額	条件	利率
緊急生活資金	一人につき10万円以内とする。	償還期間は、当該資金の貸付の日から1年以内とする。 なお、貸付回数は同一年度に2回以内とし、貸付総額は償還済の額を除き20万円以内とする。	無利子

(貸付の申請)

第5条 資金の貸付を受けようとするものは、別記第1号様式のアイヌ福祉資金借入申込書をアイヌ協会に加盟する団体の代表者（以下「代表者」という）

（団体の組織されていない場合は理事長）に提出しなければならない。

- 2 代表者は、前項の申請書を取りまとめ、別記第3号様式のアイヌ緊急生活資金借受申請書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項までに定めるほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定)

第6条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付を行うかどうかを決定し、その旨を当該代表者（団体の組織されていない場合は申請者）に通知し、代表者は当該申請者に通知するものとする。

(保証人)

第7条 前条の規定により貸付の通知を受けた者（以下「借受者」という）は、借受者と同一の市町村（理事長が特に認める場合は道内）に居住し、かつ独立の生計を営む者を連帯保証人にたてなければならない。

なお、各種貸付金の滞納がある者は、連帯保証人にはなれない。

- 2 借受者は、連帯保証人が死亡若しくは居所不明または前項の要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日から十日以内に文書でその旨を代表者（団体の組織されていない場合は理事長）に届け出るとともに、新たに前項の規定による連帯保証人をたてなければならない。

(資金の貸付)

第8条 借受者は、第6条の通知を受けたときは、別記第2号様式の借用書に、借受人及び保証人の印鑑証明書を添付のうえ理事長に提出し、資金の交付を受けるものとする。

(償還の方法)

第9条 借受者は、貸付の日から1年を経過した月の末日までに償還しなければならない。

- 2 貸付に係わる資金（以下「貸付金」）の償還は、月賦又は一括償還の方法による。
- 3 貸付金は、前項の規定に係わらずいつでも繰上償還をすることができる。

(貸付決定の解除)

第10条 理事長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、貸付決定を解除し、いつでも貸付金の全部または一部について直ちに償還させることができる。

- 1 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- 2 貸付金を貸付の目的以外の用途に使用したとき
- 3 その他資金の貸付の目的を達し難いと認めたとき

(違約金)

第11条 借受者が償還期限内に貸付金を償還しないときは償還期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未償還額につき年10.75%の割合で計算して得た額の違約金をアイヌ協会に支払うものとする。